

(公共施設管理者)
久留米市長 あて

開発行為者 住所.....

氏名.....

都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議申請書

都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第2項の規定により、下記の開発行為について協議を申請します。

記

1 開発行為の概要

| | |
|---------|------|
| 開発区域の所在 | 久留米市 |
| 開発行為の目的 | |
| 開発区域の面積 | |

2 設置される新たな公共施設

| 公共施設の種類 | 平面図番号 | 概要 | | | 管理者 | 用地の帰属 | 摘要 |
|---------|-------|-----|----|----|-----|-------|----|
| | | 幅寸法 | 延長 | 面積 | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

注意事項

(1) 法第40条第1項の摘要をうける従前の公共施設と新たな公共施設の交換帰属にかかる分については、別添様式（公様式3又は4）の同意書を添付してください。

(2) 一つの公共施設用地が二者以上に帰属する場合は、同一番号に孫番を設け、図面に明示してください。

(3) 公園、広場、緑地及び消防の用に供する貯水施設については、面積のみを記入してください。また、用地の帰属に関係のない、上・下水道管渠については、寸法および延長のみを記載してください。

受付欄

都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第2項に基づき、上記の開発行為により新たに設置される公共施設の管理並びに同法第40条第2項に基づく用地の帰属について、その公共施設の管理者及び用地の帰属者（久留米市）と開発行為者との間に協議がととのったことを確認する。

年 月 日

久留米市長



